

町民会館

オープンして一年……

利用者は三〇、〇〇八人

町民会館の利用について紹介

町民会館がオープンして一年になりますが、集会、対話、学習、各種のサークル活動、結婚式や披露宴などをご利用いただけましたでしょうか。……まだですか？ 是非、一度使ってみてください。

老若男女が一カ所に集まり、そこでゆずり合いながら、あるいは一緒に活動して、施設を使い合うことを通じて、新しいコミュニケーションが生まれるのではないのでしょうか。

◎申込方法

町民会館に使用申請紙があります。

(結婚式、七五三などは六カ月前から、その他は一カ月前から受付)

◎使用される方の範囲と目的

町内はもちろん、町外の方も使用できます。

研修会、講演会、発表会、諸団体の会合、結婚式、七五三祝等、その他。

◎使用料

町内の方(個人を除く)は会館使用料、バス使用料とも無料ですが、個人や、町外の方が使用される時は会館使用料をいただきます。

◎使用時間

午前八時三十分から午後五時まで、ただし、館長が必要と認めた時は、午後十時まで延長できます。

◎休館日

毎週月曜日、国民の祝日、毎年十二月二十八日～一月四日まで。

◎その他

図書室の夜間開放は午後八時～九時三十分まで行っています。

浴室は希望により使用でき、使用人員は十名以上とします。なお、詳しくは公民館、または、社会福祉協議会事務局にお問い合わせください。

町民会館

Q アンド A

☎④—1358
(有)305101



調理実習室で料理の勉強

町民の方から、町民会館の利用等についての質問がよくあります。

今回はその中で特に多い質問について、問答式でまとめてみます。

町民の声

生かそう

広報では四月号から、町づくり、地域づくりに対しての建設的な意見を取りあげ、ご紹介する「声のコーナー」を設けることになりました。

住民課広報係で受け付けますのであなたの「声」をお寄せください。お待ちしております。

なお、投稿される方は匿名希望でも必ず住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記入してください。記入がないと掲載できないこともあります。

農業賞

四名が受賞

二月十五日、町民会館で昭和五十九年度農業賞の授賞式が行われました。

今回受賞された方は四名。年とともに多様化していく農業の中で、それぞれの分野で実情をいち早くキャッチし、将来への農業基盤を着ちやくと築き、地域のリーダーとして活躍されています。